

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

初 版	令和 2 年 3 月 31 日
第 2 版	令和 2 年 6 月 03 日
第 3 版	令和 3 年 1 月 21 日
第 4 版	令和 4 年 10 月 31 日
第 5 版	令和 5 年 5 月 8 日

改定履歴

版	改定頁	変更内容	作成	承認
1		新規作成	2020/03/31	2020/03/31
2	すべて	健康診断実施の全国 8 団体 [*] から示された『健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策』(改正令和 2 年 5 月 14 日)を参考に、当健康事業団のマニュアルを刷新。 ※全国 8 団体には当健康事業団の上部団体である(公財)結核予防会・(公財)日本対がん協会・(公財)予防医学事業中央会を含む。	2020/05/27	2020/06/03
3	1	第 2 版を基本に、実情に合わせた追加修正 ・対面で話す際、パーテーションの設置やゴーグル等の着用を追加 ・原則、アルコール消毒薬を使用することを明記 弱酸性次亜塩素酸水を使用する場合として pH、塩素濃度と使用期限遵守を追加。	2021/01/14	2021/01/21
	2	・職員において発熱等症状が認められた場合の対応を明記 ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応と出勤の再開に、「濃厚接触者とみなされた場合」を追加 ・緊急時の対応として、新型コロナウイルス肺炎を疑う場合、受診する医療機関は、かかりつけ医に事前に電話で相談すること等に修正。 ・検体を取り扱う場合はプラスチック手袋を使用することを追加		
	3	・健診スタッフが移動する車両について常時換気を行うことを追加 ・受診者をお願いする事項に下記文言を追加 「なお感染状況により、受診をお断りする要件が追加された場合には、長崎県健康事業団のホームページにてお知らせします。」 ・発熱等の症状が続く場合の相談先の修正		
4	1	全国 8 団体から示された『健康診断実施における新型コロナウイルス感染症対策』マニュアルの改正を参考に追加修正。 発熱時の対応は、2022 年 9 月 2 日～長崎県が発信する「発熱症状等のある方の診療・検査までのフロー」に従う。	2022/10/18	2022/10/31
	2	・「マスク着用の無い場合受診をお断りする場合がある」を追加 ・弱酸性次亜塩素酸水を使用しないので、文言の削除 ・職員にはコロナワクチン接種の機会を設け、職員は積極的な接種に努めている（接種が困難な場合を除く）の追加 ・発熱等の症状等のある方について、長崎県が発信するフロー図に従うことを追加修正		
	3	⑥職員や同居家族に感染者が発生した場合の対応は、別途定めていることを追加修正 II 受診者をお願いする事項 「(1) 受診をお断りする場合」と「(2) 受診時期を考慮していただきたい場合」を全面的に修正。 「(3) 受診に際して、受診者をお願いする事項」の一部追加。 修正内容は、全国 8 団体マニュアルに従う。		

5	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>	<p>全国 8 団体から示された『健康診断実施における新型コロナウイルス感染症対策』マニュアルの改正を参考に修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文頭、I (1) 基本姿勢の文言を 8 団体マニュアルに合わせて修正 (2) 施設健診における受診環境の確保 ・「マスク着用がない場合、受診をお断りする場合があります」の削除 ・パーテーションの設置やゴーグルの着用の削除 (3) 受診者が安心して受診していただくための配慮 ・長崎県の発信するフローを「5 類感染症移行後の発症から療養の流れ」へ変更。 ・健診出発前の体温測定記録表の作成、提出の削除 (5) 健康診断項目ごとの留意事項 ・パーテーションの設置の削除 ・巡回健診についての表記を簡略化 <p>II 受診者をお願いする事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受診をお断りする場合 ・厚生労働省の定める退院基準、宿泊療養の文言の削除 ・諸外国への渡航歴、濃厚接触者の文言の削除 (2) 受診時期を考慮していただきたい場合 ・基礎疾患のある方、高齢者の方の削除 	2023/05/01	2023/05/08
---	----------------------------	---	------------	------------

私たちの提供する健康診断（以下「健診という。」）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、健診実施期間として適切な感染症対策を行い、受診環境の確保に努めてきました。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが令和5年5月8日から変更されるに伴い、感染対策の運用を見直しました。見直しにあたっては、健診では施設内の滞在期間が長時間に及ぶことがあること、対面での診察や保健指導があることを考慮し、引き続き一定の感染対策が必要であると考えました。また、その内容は、厚生科学審議会感染症部会の取りまとめや厚生労働省から示された情報を参考としました。

なお、本対策は対策制定時の知見を踏まえて作成したものであり、新たな知見等が得られた場合、改訂されるものです。

I 健診実施機関としての対応

(1) 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、最新の医学情報を基本とした対策を講じます。健診施設は、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気、「3つの密」の回避、人と人との距離の確保を基本的感染対策として取り組むことにより、受診環境の確保に努めます。

(2) 施設健診における受診環境の確保

- ① 受診者、職員相互の安全確保のため、健診会場ではマスク着用を原則とします。（マスクはご自身でご用意ください。）
- ② 健診受付にて、掲示により受診者の健康状態について注意喚起を行います。
- ③ 発熱がある場合は、体調が回復してからの受診をお願いします。
- ④ 受診者と職員が対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮します。
- ⑤ 室内の換気は、1時間に2回程度定期的に窓やドアを開けるなどして行います（ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除きます。）。
- ⑥ 受診者の「密集」を避けるため、1日の予約者数、予約時間等を委託元と協議し調整します。
- ⑦ 職員は、アルコール消毒液により入念に手指の消毒を励行します。
- ⑧ 受診者が触れる箇所を、定期的にアルコール消毒液等により清拭し環境衛生に努めます。

(3) 受診者が安心して受診していただくための配慮

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種の機会を設け、職員は積極的な接種に努めています。（個人の体質、既往歴等により接種が困難な場合を除きます。）
- ② 職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには所属長に電話連絡し、出勤しないようにします。発熱等の症状が認められた場合、長崎県の発信する「5類感染症移行後の発症から療養の流れ」に従い行動します。
- ③ マスクを着用するとともに、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して

行います。

- ④ 健診フロアだけではなく事務室等の共有スペースにおいても定期的な消毒を行います。
- ⑤ 職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応は、「新型コロナウイルス感染時の対応」を別途定め、職員へ周知しています。

(4) 緊急時の対応

胸部エックス線検査で新型コロナウイルス肺炎を疑う場合は、すみやかに読影依頼を行います。読影医の判断によって至急紹介とし、直ちに委託元へ連絡し受診勧奨を行います。また、受診する医療機関については、かかりつけ医に事前に電話で相談するよう委託元に伝えます。

(5) 健康診断項目ごとの留意事項

① 問診、診察、説明、保健指導

- ・ 診察の前後で必ずアルコール消毒液等で手指消毒を励行します。
- ・ 聴診器等受診者の肌に直接接触した機器は、受診者毎にアルコール消毒液等で清拭します。
- ・ 保健指導等の実施に当たっては適切な距離を確保するよう配慮します。また、説明資料等を工夫し、保健指導の効率化を図ります。

② 身体計測、生理機能検査

身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール消毒液等で清拭します。

③ X線撮影

受診者が触れる箇所を検査毎にアルコール消毒液等で清拭します。

④ その他の生体検査機器

受診者の体が触れる部分は、受診者毎にアルコール消毒液等で清拭します。

⑤ 検体を取り扱う場合は、プラスチック手袋等を使用します。

(6) 巡回型健診

巡回型健診においても施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。

II 受診者にお願ひする事項

(1) 受診をお断りする場合

当分の間、次に該当する方は、受診をお断りします。該当しなくなってから受診してください。なお受診をお断りする要件が変更になった場合には、長崎県健康事業団のホームページにてお知らせします。

- ① 新型コロナウイルスに感染している方及び新型コロナウイルス感染症に感染した後、厚生労働省の示す感染者の療養機関が終了していない方。
- ② 受診時に風邪症状（37.5度以上の発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛）や関節痛・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害のある方

(2) 受診時期を考慮していただきたい場合

① 新型コロナウイルスに感染した方

新型コロナウイルスに感染した場合、他者への感染の心配が無くなった後もしばらくの間は健診の結果に異常がみられる可能性があります。体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

② 新型コロナワクチンを接種した方

接種後、3日以上経過してから受診することを推奨します。副反応が起きた方は、体調が十分に回復してから受診することを推奨します。

(3) 受診に際して、受診者をお願いする事項

- ① 健診中は原則としてマスク着用をお願いします。（マスクは受診者ご自身でご用意ください）
- ② 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、適宜手指消毒をお願いします。アルコールを使えない方は、こまめに石けんによる手洗いをお願いします。
- ③ 健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節では室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前到手元にご用意ください。
- ④ 受付時間を守り、密集・密接を防ぐことにご協力をお願いします。
- ⑤ 健診施設入口等で、非接触型体温計等で体温を実測することがあります。
- ⑥ 健診会場内での会話は最小限とし、小声をお願いします。